

告 示 第 1 1 3 5 号

令和 8 年 1 0 月 2 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

生活保護法に基づく指定医療機関の指定について（告示）

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第 5 5 条の 3 の規定により告示します。

記

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東谷山デンタルクリニック	鹿児島市東谷山五丁目 2 7 番 5 号	令和 8 年 9 月 1 日
松山歯科クリニック	鹿児島市東谷山七丁目 2 7 番 2 4 号	令和 8 年 8 月 1 日